

秘密保持誓約書
(KYOTO オープンイノベーションカンファレンス)

私（以下、「参加者」といいます。）は、公益財団法人京都高度技術研究所（以下、「ASTEM」といいます。）が令和5年3月1日に開催する「KYOTO オープンイノベーションカンファレンス（以下、「本カンファレンス」といいます。）」において、アース製薬株式会社（以下、「アース製薬」といいます。）のプレゼンテーションで知り得る、アース製薬が求める技術、商品開発、企画等（以下、「本ニーズ」といいます。）を含む情報のうち、アース製薬が「秘」「Confidential」等の表示で秘密である旨を明示して開示した情報を秘密情報として取り扱うにあたり、下記の事項をASTEMおよびアース製薬に対し誓約し、本誓約書の末尾に署名または記名押印いたします。

記

1. 使用目的

参加者は、本カンファレンスの後日に開催される個別技術提案へのエントリーおよび本ニーズに対応した技術提案プレゼンテーション資料の作成等の個別技術提案の検討および準備（以下、「本検討等」といいます。）をするためにのみ、秘密情報を使用するものとします。

2. 守秘義務等ⁱ

- ① 参加者は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、アース製薬の事前の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を複製し、あるいは、参加者が所属する企業・団体の役員又は従業員（以下、「従業員等」といいます。）以外の第三者に開示、または漏洩しません。
- ② 参加者が秘密情報を従業員等に開示する場合は、当該従業員等に、本誓約書に基づき参加者が負う守秘義務と同等の義務を課すものとし、当該従業員等による当該義務の違反について、当該従業員等と連帯して責任を負うものとします。
- ③ 本カンファレンスの終了後、個別技術提案にエントリーしない場合、または、個別技術提案にエントリーしたものの、本検討等の終了後、アース製薬とさらなる検討を進めることとならなかった場合は、速やかに秘密情報を含む資料等（複製物を含みます。）を廃棄するか、ASTEMまたはアース製薬に返却するものとします。
- ④ 本検討等に基づき、アース製薬へ個別技術提案等を実施した結果、参加者がアース製薬との間で更なる検討を進めることとなった場合は、アース製薬との間で別途、当該検討に必要な契約を締結するものとします。

3. 存続期間

本誓約書の存続期間は、本カンファレンス終了後1年を経過する時までとします。

令和5年 月 日

企業名・団体名： _____

住 所（所在地）： _____

部署名： _____

役 職： _____

署名または記名押印： _____

ⁱ 参加者が開示された情報のうち、次のいずれかに該当することを参加者が証明できたものは、秘密情報から除外します。

- (1) 情報の開示を受けた際に、参加者が既に所有していた場合
- (2) 情報の開示を受けた際に、既に公知の場合
- (3) 情報の開示を受けた後に、参加者の責めによらないで公知となった場合
- (4) 情報の開示を受けた後に、参加者が第三者から秘密保持の義務を課せられることなく適法に取得した場合